

金融商品会計における公正価値評価の課題考察

宮 本 幸 平

1. はじめに

本稿は、金融商品会計における公正価値評価につき、収益計算構造の概念的分析を行うことで、内在する課題の明確化を行うものである。わが国の「金融商品に係る会計基準」（平成11年）では、それまで原価評価されていた金融商品につき、時価（公正価値）で評価され、評価差額が当期の損益とされる。そこで、当該制度導入の基盤となった FASB、IASC および ASBJ が規定する会計の基準・概念、具体的には FASB における「実現可能性」基準、IASC における「現在の市場収益率を獲得する能力」概念、および ASBJ の「投資のリスクからの解放」基準を考察対象とし、各々が収益認識基準として機能する論拠を示すとともに、そこに内包された重要課題を明らかにする。

まず第2節では、上記課題を考察するための具体的な研究方法について説明する。次に第3節で、金融商品の公正価値評価をもたらす論拠として機能する「実現可能性」基準、「現在の市場収益率を獲得する能力」概念、および「投資のリスクからの解放」基準について規定内容を明らかにする。そのうえで第4節において、抽出された内在課題につき特定の研究方法（第2節にて説明）に基づいた考察を行う。

2. 公正価値評価に内在する課題を考察する方法

以上のように本稿の目的は、金融商品の公正価値評価において機能する3つの概念・基準に内在する問題点を明らかにすることである。まず本節では、こうした制度分析を含む社会科学的研究を進めるために援用され得る、二つの研究方法について説明する。一つは、社会的問題点を顕在化するため、テレオロジー（目的論的関連）の観点を援用するものである。もう一つは、課題考察により結論を導出するために、規範演繹的考察を援用するものである。二つの方法の利用により、社会制度に内包される問題を提起し、これに対する結論導出を図ることができる。本節以下では、各々の内容について説明する。

2.1 目的論的関連 (テレオロギー) の観点による問題提起

大塚 [1966] によれば (本項でにおける同引用については、文中のカッコ書きによって出典頁を示す)、元来人間は自由な意思をもっており、その行動を合理的にとらえ、予測することは原理的には至難である (39頁)。そこにおいては、社会現象の因果関係はたどりにくく、成立しうるのは、人間が目的を設定し、そのための手段を選択しつつ行動するという目的論的関連 (テレオロギー、目的-手段の関係) である (39頁)。したがって、自然科学のように現象の因果関連 (原因-結果の関係) を追求することは、きわめて限られた範囲内においてのみ可能であり、これが社会科学の特性と考えることができる (40頁)。そこで、目的論的関連の追及は、原因-結果の関連を辿っていく因果関連の追求とは、相互に本質的な関わりあいを持ちながらも、それ自体は別のもつと捉えるべきと考えられる (59頁)。即ち、社会現象のなかにいくら目的論的関連を追及しても、それだけでは、自然科学が科学であるという意味においては、社会科学に対する科学的認識は成り立たないのである (59頁)。

ただし大塚教授は、目的論的関連を含んで成立している社会現象に対し、因果性を使用した科学認識の成立を可能たらしめる方法として、「目的論的関連の因果関連への組み替え」を提示する。自然科学研究においては、普遍的に妥当する法則を追求するという認識方法によって得られた法則的知識を援用しながら、個性的な因果関連を明らかにしていこうとする (61頁)。社会科学の場合には、自然科学のような外面的経験によって得られた規則性、法則的知識に加えて、「動機の意味理解」という手続をとることによって、因果関連の認識が成立可能となる (62頁)。人間の営みについては、どういった理由でそういう行動をするのか、その動機のもつ意味がわかるため、それによって、経験的規則性によるよりも、原因-結果の連関をたどり、将来を予測することが可能となる場合がある (62頁)。したがって、動機の意味が理解された場合には、自然科学と同様、社会科学が科学的といえることになる (63頁)。さらに、人間の意志の自由が増大することは、人間が一層合理的に行動することを意味するため、主観がむしろ学問的に解明しやすいものとなり、因果関連は一層たどりやすくなる (63頁)。即ち、目的論的関連を、人間諸個人を行動にまでうごかす一つの原因とみて、それを客観的な因果関連のなかに移しかえ、因果性の範疇を用いて社会現象を対象的にとらえていくことが、社会科学のあるべき方法と考えるのである (42頁)。

以上の大塚 [1966] の論考を、本研究に引き寄せて言えば、会計の目的があらかじめ設定され、これを達成する手段の一つとして認識・測定および表示の基準が設定されることで、目的論的関連が成立する。そして、これを因果関連に昇華させるためにとられる「動

機の意味理解」については、どういった理由でそういう目的を持ち手段を選ぶのか、その動機を明らかにすることで成立する。したがって、目的と手段の関係を把握し、この関係が確立された内面の動機を明らかにすることができれば、科学性を具備した法則としての因果関連を導出することが可能となる。これによって、動機が反映された財務諸表の表示基準を措定することが可能となる。

そして、藤井秀樹教授の会計学研究によれば、規定された諸概念、諸基準および監督機関を構成要素として社会に適用される会計制度において、目的論的関連の観点からの設計が有効な方法となりうる（本項以下において、藤井 [2010] からの引用については、文中のカッコ書きによって出典頁を示す）。社会に対する人間諸個人の行動の本質は、「目的」を設定しこれを達成するための「手段」を選択することであり、目的論的関連は「目的—手段の関係」とみることができる（24頁）。そして社会において、かかる目的の設定は何らかの社会的な必要性に基づいて行われるため、制度設計において必要性の視点を提供する概念となり得る（24頁）。したがって当該概念を援用すれば、目的を達成するために制度（即ち手段）において含意されるべき社会的必要性が明らかにされ、当該未対応に起因して生じるまたは生じうる問題を提起することができる。そして、当該問題点を斟酌しつつ「手段」としての新たな制度設計が図られることになる。制度設計が、各人間行為の目的（即ち必要性の内容を達成すること）に依存したものであることから、目的論的関連の観点による設計検討が可能となる¹⁾。

こうして、目的論的関連の観点により、目的を達成するうえでの社会的必要性の未充足点が問題提起され、手段としての認識・測定および表示基準の設定が図られる。また、かりに社会的必要性が、一般的なものとして広く認知されているのであれば、これが社会的・一般的な「動機」を含意するものと考えることができる。この場合には、定立された手段が、因果関連をもつものにまで昇華する可能性がある。

2.2 規範演繹的考察による結論導出

以上のように、目的論的関連の観点に依拠すれば、制度設計における問題提起を行うことができる。そして次の段階では、当該問題の考察と結論導出を行う必要がある。この具体的な方法論、即ち社会科学的研究方法論については、徳賀芳弘教授の研究によって、指針が提示されている（本項以下において、徳賀 [2012a] および [2012b] からの引用については、文中のカッコ書きによって出典頁を示す）。

徳賀 [2012a] によれば、会計研究においては、問題点に対する「当為」（いかにあるべきか）と当該根拠の提示が重視され、これらの正当性を示すために目標仮説が設定される。

そして、目標仮説から経験に頼らず特定の理論から演繹的な推論のみで論理的に必然的な結論に到達しようとする規範演繹的研究と、目標仮説と帰納的に観察された事実との乖離の大きさを指摘してその解決策を提示する規範帰納的研究の、いずれかによって必然的な結論（会計の普遍的な説明）が導出される（徳賀 [2012b], 144頁）。規範演繹的研究では、精度が高い演繹的推論が要求され、規範帰納的研究では、事実の観察に対する科学性の具備が必要となる（徳賀 [2012a], 1頁）。

そして本考察では、金融商品会計における公正価値評価の妥当性を考察することが目途であり、その結論導出においては、おもに国内外で既に規制・施行されている諸概念・会計基準が援用される。したがって、特定の通説的理論を内包する諸規定から個別的結論を導出する研究方法である演繹的推論によって、必然的結論に到達することが可能である。

考察プロセスにおいて設定される目標仮説は、その一部に当為を含んでおり、当為とその根拠を含んだものが「規範」である。したがって、目標仮説には必ず当為が内包され、かつそこには根拠が存在するため（学術研究において根拠のない当為は設定すべきでない）、仮説の根拠が正当であることを特定の理論から演繹的に推論することが、規範演繹的研究の眼目といえる²⁾。そこで会計学研究では、目的論的関連の観点から提起された問題に対し、当為とその根拠を明らかにして目標仮説が設定され、規範演繹的考察によって当該仮説の検証が行われることになる。

3. 金融商品会計における公正価値評価の論拠

わが国の「金融商品に係る会計基準」（平成11年）では、それまで原価評価されていた売買目的有価証券やデリバティブにつき、時価評価（公正価値評価）し、評価差額は当期の損益として処理することとされる。ここでは当該基準を含む制度全体の拠り所となる、FASB, IASC および ASBJ が規定する会計の概念・基準を敷衍しながら、金融商品会計における公正価値評価の論拠を明らかにする。

3.1 「実現可能性基準」に拠る金融商品の公正価値評価

原価主義会計の制度は、債権者保護の観点に依拠した分配可能利益計算への社会的要請が支柱であり、そこにおいては未実現利益が排除されている。これに対し時価主義会計の制度においては、投資家の意思決定に有用な情報の実態・リスク開示の社会的要請が前面に出るところとなる（石川 [2008], 33頁）。

こうした社会趨勢のもとで、金融商品の時価評価については、従来の原価主義の枠組み（実現・発生・配分・対応）を基礎としつつそれを拡張した会計基準として捉える考え方

がある。当該志向を端的に示すのは、米国財務会計基準審議会（FASB）が規定する実現可能性基準である。これにつき FASB 概念書第 5 号では、「収益および利得は、取得もしくは所有している資産が容易に既知の現金額または現金請求権に転換される時点で実現可能となる。容易に転換可能な資産は、価格に著しい影響を及ぼすことなく、当該企業が所有している資産を即時に吸収できる活発な市場において入手可能な (i) 互換可能（代替可能）単位および (ii) 公定相場価格をもっている。」(par. 83a) と規定されている。

さらに概念書第 5 号では、「製品又はその他の資産は、それがさほど努力をせず信頼できる確定可能な価格で売却できるという理由で、容易に実現可能である場合には（例えば、特定の農産物、貴金属および市場性のある有価証券）、収益（中略）は、その生産の完了または当該資産の価格の変動の時点で認識される」(par. 84c) と規定される。ここでは、収穫基準に基づいて収益認識される農産物・貴金属と、市場性のある金融商品とが、それほど努力せず確定可能な価格で売却できる可能性がある資産とされ、実現可能基準の適用を受け得る資産として位置づけられている。

したがって、FASB 概念書の上記規定から斟酌できる実現可能性基準の基本思考とは、資産の外形的状態に基づく収益の認識であり、実現の 2 要件に引き寄せて言えば、収益の処分可能性を相対的に重視した規定と考えられる（藤井 [2017] 218頁）。資産が既知の金額で容易に換金できる状態にある場合、当該基準は金融商品の公正価値評価額を収益認識する基準として機能することになる（同上218頁）。

このように金融商品は、棚卸資産のような実物とは異なり、財・サービスの生産・販売（実物経済活動）ではない点に特質があり、その公正価値変動額については、伝統的な原価・実現主義の枠組みを適用することができないことが明らかである（石川 [2008] 36頁）。FASB 概念書においては、公正価値の変化からの利益認識が是認され、利益稼得過程である商品の生産・販売、収入金額の信頼性、費用の測定可能性の要件は必要とされていないことが明らかである（石川 [2000] 226頁）。

さらに、金融商品における収益認識の別観点として、市場における売買目的有価証券の値上がりを「事実上のキャッシュの獲得」と捉え、それをもって「投資の成果」が「達成」されたとみなす解釈がわが国において採用されている（藤井 [2017] 141頁）。これは、実現の 2 要件である対外取引と流動性受領が、市場における売買目的有価証券の値上がりという事象に依拠して擬制的に把握されるものと考えられることができる（同上141頁）。

3.2 「現在の市場収益率を獲得する能力維持」概念に拠る金融商品の公正価値評価

会計の実務における収益認識と利益計算は、理論面でも重点の対象と位置付けられるべ

きといえる。石川 [2008] では、当該考察を深めるために、まず資本概念の明確化の必要性を指摘する (石川 [2008] 82頁)。周知のように原価主義会計では、名目資本 (投下資金) を維持したうえでの余剰価額を利益とする構造が共通認識として存在する (同上82頁)。そのため時価主義に基づく利益計算においても、収益認識の論拠を明確にするために、資本維持の構造について考察する必要がある³⁾。

時価主義会計における資本の定義につき、IASB [1997] はこれを、「現在の市場収益率を獲得する能力 (capacity of earn the current market rate of return)」と規定している (IASB [1997] Sec. 6, par. 2.4)。ここで金融商品についてみると、その公正価値は「予想市場収益率で割り引いた期待将来キャッシュフローの現在価値」(ibid, par. 2.6) であり、期首の公正価値 (= 割引現在価値) が、「現在の市場収益率を獲得する能力」として定義され、維持されるべき期首資本額となる (石川 [2000], 223頁)。そして、期末において同様に市場収益率で割り引いた公正価値が1年経過後の資本額であり、その差額が利益として認識される。

このように、時価評価を前提とする金融商品において、公正価値の変動差額は、将来の不確実性に起因する機会利得・損失を会計計算に含めた価額と捉えることができる (石川 [2008] 84頁)。こうした「経済的利益計算」に依拠した利益は、投下資金 (名目資本) の回収余剰計算としての「配当可能利益計算」に結びつかない別の業績評価と考えることができる (同上87頁)。例えば金融派生商品である先物取引では証券価格が市場において変動し、オプション取引では証券価格・金利・ボラティリティ値が同様に変動するが、こうした不確実環境のもとで資産価額が測定されて業績評価が行われる。かかる期待・予想の変化を反映した利益計算は、伝統的な名目資本維持による資本・利益計算とは異質なものである (同上224頁)。経済学的な資本概念に基づいた測定値が会計的認識・測定の中に入り込んだ公正価値評価の様態は、経済的実態や潜在リスクの開示の社会的要請に呼応した新たな会計制度の特質といえることができる。

そして、以上のような2つの資本維持概念の峻別化により新たに明らかとなる課題とは、「現在の市場収益率を獲得する能力」の維持を基礎として算出される利益を、名目資本を基礎として算出される利益 (原価・実現の概念から出てくる利益) と同質のものとするか否かである (石川 [2008] 84頁)。利益計算が会計実務の中核でありながら、そこに2つの資本維持概念が並存するため、それらの整合性可否を検証する必要がある。こうした二元的表示に対し、石川 [2000] では、統一的な資本維持概念によって統合を図ることが理論的に困難であると判断している (同上228頁)。さらにそこでは、1つの資本維持概念に統合もしくは整合化するよりも、性格を異にする経済活動 (実物経済活動と金融経済活

動)をそれぞれ異なる資本・利益計算として業績測定を行う方が理論的に明解であると結論付けている(同上229頁)。

3.3 「投資のリスクからの解放」基準に拠る金融商品の公正価値評価

わが国の会計制度における公正価値評価の捉え方につき、日本版の概念フレームワークである「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」(以下、ASBJ [2006])では、「純利益の概念を排除し、包括利益で代替させようとする動きもみられるが、この概念フレームワークでは、包括利益が純利益に代替し得るものとは考えていない。(中略)純利益の情報は長期にわたって投資家に広く利用されており、その有用性を支持する経験的な証拠も確認されている。それゆえ、純利益に従来どおりの独立した地位を与えることとした。」とされている(ASBJ [2006] 20頁)。こうした見地を前提とする利益計算においては、必然的に、ストックの評価よりもフローの配分に基本が置かれることになる(石川 [2008] 145頁)。

ただしASBJ [2006]では、純利益と並んで包括利益にも独立した地位を与え、2つの並存が明記されている(ASBJ [2006] 20頁)。ここでは、①今後の研究の進展次第で包括利益にも純利益を超える有用性が見出される可能性があること、②純利益に追加して包括利益を開示する形をとるかぎり投資家を誤導するとは考えにくいことが指摘され、国際的な動向にあわせて包括利益を構成要素の体系に含めることが示されている(同上20頁)。

そして以上に示した指針に依拠したASBJ [2006]は、測定された純利益につき、「投資のリスクから解放された成果」と定義する(ASBJ [2006] 20頁)。投資のリスクとは投資の成果の不確定性であることから、成果が事実となれば、それはリスクから解放されることを意味する(同上20頁)。事業投資について言えば、事業のリスクに拘束されない資産を交換によって獲得したか否かで成果が判断され、対価が資産の増加となる場合にはその増加額、負債の減少となる場合にはその減少額によって収益が測定され、収益は当該資産・負債の測定値に基づくことになる(同上32頁)。

他方でASBJ [2006]は、金融商品において認識・測定される未実現の評価益を「市場価格の変動に着目した収益」と定義し、「リスクから解放」されて成果が事実となる論拠を次のように説明している(同上32頁)。

随時換金(決済)可能で、換金(決済)の機会が事業活動による制約・拘束を受けない資産・負債については、換金(決済)による成果を期待して資金の回収(返済)と再投資(再構築)とが繰り返されているとみなすこともできる。その場合には、市場価格

の変動によって、投資の成果が生じたと判断される。この場合の収益の額は、1期間中に生じた市場価格の上昇額によって測定される。(傍点筆者)

代表的な金融商品である売買目的有価証券の場合、期末評価では交換取引ではなく市場価格の変動に基づいた収益が認識・測定の対象であり⁴⁾、これを不可逆的な成果が得られた状態と見なすために、資金の回収と再投資とが繰り返されているような、連続的擬制取引に見立てる⁵⁾。このような、擬制的様態を成果とすることにつき ASBJ では、貸借対照表を「投資のポジション」、損益計算書を「投資の成果」として捉え、実現概念をその文脈の中で概念化させようとしている(同上148-149頁)。企業を「投資の束」と考え、「期待」が含まれた投資については流動化が拘束され、これが「投資のポジション」として貸借対照表において表示される(同上155頁)。そして当該拘束が「解放」されて「期待」が「事実」へ転化したとき、投資のリスクから解放され、成果として損益計算書に開示されることになる(同上155頁)。投資額が拘束対象となる金融商品につき、安定的市場における価値変動額が成果と見なされる。投資という経営活動により「期待」される成果が価値変動額の獲得であり、期末において資金回収を擬制することから、変動価値はリスクから「解放」され、投資額は未だ「解放」されないものとされる。

ただし ASBJ の概念フレームワークにおいては、「証券市場を中核に据えた投資家の予想形成に資する財務報告」を会計目的とするため(同上153頁)、上記のように純利益を重視するスタンスと矛盾することになる。また、実物の事業投資では、ビジネスリスクからの解放をフロー思考としての実現として理解することができるが、金融投資の評価損益について同様の思考で売買取引として擬制していることに問題が伏在することになる(同上150頁)。

4. 新たな収益認識基準より導出される公正価値評価の課題考察

以上の論考により、新たな会計制度として定着してきた公正価値評価の拠り所となる概念もしくは基準の特質が説明され、当該基準が機能して公正価値評価がもたらされる論拠が示された。さらには、当該基準に内在する考察課題についても明らかにされた。本節では、収益認識基準が機能する論拠と内在する課題を整理したうえで、目的論的関連の観点(第2節にて説明)に基づき、公正価値評価の課題を顕在化させる。

4.1 金融商品の公正価値評価の論拠と内包課題

前節において説明された、実現可能性基準、投資のリスクからの解放基準、および現在

の市場収益力を獲得する能力維持概念により、時価評価に基づく収益認識が機能する論拠、およびそこにおいて存在する課題をまとめたのが表1である。

表1 収益認識基準が機能する論拠と内在する課題

	「実現可能性」	「現在の市場収益率を 獲得する能力維持」	「投資のリスクからの 解放」
収益認識基準として機能する論拠	<ul style="list-style-type: none"> ・資産が既知の金額で容易に換金できる状態であれば、実現可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的実態や潜在リスクの開示の社会的要請に応えるため、経済学上の資本概念に基づき、これに依拠して収益認識される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資という経営活動により期待される成果が価値変動額の獲得であり、期末における資金回収擬制はリスクから解放されたとみなすことができる。
公正価値評価に内在する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な原価・実現主義の枠組みを適用することができない。 ・収入金額の信頼性、費用の測定可能性の要件は必要とされない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・期待や予想の変化を反映した経済学上の資本維持概念と、会計上の資本維持概念に基づく利益計算が並存している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・純利益を重視するが、他方で ASBJ は投資家の予想形成に資する財務報告を会計目的とするため、2つの会計観が並存している。 ・金融投資の評価損益をビジネスリスクからの解放と見立てることに問題がある。

いずれの基準・概念についても、従来の原価主義の枠組み（実現・発生・配分・対応）と同質ではないものの、それを拡張することで金融商品の市場における変動価額の収益認識を可能とする旨の規定が含まれている⁶⁾。金融商品取引の代表といえる売買目的有価証券の評価差額についてみれば、当該商品が既知の金額で容易に換金できる状態に常にあることから、これを拡張的実現概念と見れば、「実現可能性」基準に基づく収益認識が機能するかたちとなる（藤井 [2017] 218頁）。また同商品の期末時点における保有は、安定した市場の存在を前提に資金の回収と再投資の連続的擬制取引により成果が得られたと見なすことが可能であるため、「投資のリスクからの解放」基準についても同様に機能していると判断ができる。

したがって、伝統的な収益認識原則である「実現」と、上掲の新たな基準との概念的関連性を「拡張された実現」に求めるとすれば、評価差額の収益認識を整合的に説明するこ

とが可能となる (同上219頁)。金融商品の公正価値評価につき、拡張された実現概念を拠り所として評価するかぎり、当該評価を伝統的な収益認識と整合化することができる。

また2つの会計観、すなわち収益費用アプローチおよび資産負債アプローチが並存するという課題については、理論的にそれらの整合化を図ることがそもそも困難と考えられ、経済的実態や潜在リスクの開示の社会的要請により原価主義とは異質な測定値の並存が広く是認されるのであれば、当該整合化を考察課題とする必要性に乏しいと判断することが可能である⁷⁾。

そこで残された金融商品の公正価値評価の課題は、測定値の信頼性の有無についてである。上表において、「実現可能性」基準において挙げられている内在課題として、収入金額の信頼性の問題が挙げられている。また「投資のリスクからの解放」基準でも、原価主義に基づかない予測値がここで是認されているため、同様に測定値の信頼性の問題が検討課題となる。

4.2 目的論的関連 (テレオロジー) に基づく公正価値評価の問題提起

以上の考察から明らかになった測定値の信頼性の問題については、第2節で説明した目的論的関連 (テレオロジー) の観点からも、これを顕在化することができる。目的論的関連は目的と手段の関係であり、会計情報の「目的」を投資家の意思決定に有用な情報の提供に定めると、社会的必要性を充足する「手段」である制度として規定され得るのは、金融商品を公正価値で評価して財務諸表に表示することである。

ところが、会計情報の「目的」を債権者保護に定めた場合には、社会的必要性を充足する「手段」である制度として規定されるのは、保守主義に基づく原価主義である。既述のように、目的論的、関連の観点から、目的を達成するために制度 (即ち「手段」) において含意されるべき社会的必要性が明らかにされ、当該未対応に起因して生じるまたは生じうる問題を提起することができる。したがって、債権者保護という会計の「目的」に対し「手段」として公正価値評価が制度化された場合には、社会的必要性に対する未対応が生じてしまうことになる。表1でも示された、測定値の信頼性の問題として顕在化するのである。

この問題に関連して、FASB/IASB改訂概念フレームワーク (2010) では、「信頼性」に換わる「忠実な表現」が、財務情報の質的特性として基本的特徴の一つに位置付けられている。他方で、このような信頼性概念の後退措置に対しては、多くの反対意見が寄せられている (FASB/IASB [2007] pars. 56-57)。わが国でも同様に、信頼性およびその下位概念である「検証可能性」を基本的特質から除外すれば投資家の会計数値に対する信頼を

低下させることになり、会計情報の意思決定有用性を減少させることが問題提起されている（ASBJ [2008] 8-9頁）。

こうした概念フレームワークの転換をめぐる問題に対し、ASBJは、公正価値評価の主要論点を検証した「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」（ASBJ [2009]）を公表し、ここで重要論点の一つに「公正価値ヒエラルキー」を挙げている⁸⁾。これは、公正価値の測定技法に投入されるインプットにつき、観察可能性の度合に応じて序列化を行うものである。すでにFASB [2006] およびIASB [2011] では3段階のヒエラルキーが設定されており、ASBJはこうした動向を踏まえたものである。そして、ヒエラルキーのレベルが低いインプット（おもに「レベル3」が想定される）を用いた測定値に対する信頼性（その下位概念である検証可能性を含む）の問題が、複数の先行研究において指摘されている。

本研究の主たる考察対象である金融商品について見ると、オプションなどデリバティブ取引において、ヒエラルキーのレベルが相対的に低いインプットである「ボラティリティ値」や「予想利子率」が計算式に含まれている。そこで、金融商品の公正価値評価に内在する課題として、ヒエラルキーが低いインプットによる測定値の信頼性有無の問題があり、規範演繹的考察によってこれに対する検証を行う必要がある。第2節で説明されたとおり、信頼性の問題に対する当為とその根拠が明らかにされれば、目標仮説が設定できる。そしてこれに対し、演繹的アプローチによる考察が行われることになる。

5. お わ り に

以上により、金融商品の会計上の公正価値評価に内在する問題点が明らかにされ、とくに目的論的関連の観点によれば、債権者保護という会計の「目的」に対する「手段」として公正価値評価が制度化された場合において、ヒエラルキーが低いインプットによる測定値の信頼性の問題が顕在化することが指摘された。

本研究の本来的考察目的は、「比較制度分析」の領域で確立された方法を分析ツールとして用い、公正価値評価をめぐる会計制度の変化に焦点を当てて、金融商品の公正価値評価が制度として導入された要因を明らかにすることにある。当該評価は、未実現損益の認識を是認するものであり、情報価値の点で有用な純利益を排除して包括利益に一元化されようとする矛盾が、そこにおいて存在している。そのため、当該矛盾にもかかわらず公正価値評価に自己拘束性と頑健性が備わった要因の究明を、比較制度分析によって達成するのが目途とするところである。

したがって、金融商品の公正価値評価額はヒエラルキーが低いインプットに基づくもの

であるにもかかわらず制度として社会に是認される要因につき、以後の研究において、比較制度分析を援用して明らかにしていく。これにより、当為とその根拠が明確化し、目標仮説（金融商品を時価と原価のいずれかで評価）が設定され、規範演繹的アプローチへとつなげることが可能となる。

注

- 1) 会計は、ある目的のもとに設計・構築されたシステムであり、その目的を達成するための手段として機能することが、つねに何らかの程度において期待されている（藤井 [2007], 75頁）。
- 2) 目標仮説が妥当であれば、当為論拠の正当性が示されたことになるが、当該仮説に含まれる根拠には、普遍性および妥当性を内包しなければならない。この点は、徳賀 [2012a], 2頁を参照。
- 3) 石川 [2000] では、「筆者はかねてから、今日の有価証券を代表とする金融商品の時価評価からでてくる損益認識を問題にすると、（中略）そこに利益決定の基準ないし前提となるべき資本維持が、筆者の知る限りほとんど議論されていないのは不思議といえども不思議である。」と述べられている（石川 [2000] 229-230頁）。
- 4) その他有価証券については、「投資のリスクからの解放」基準に従えば、それを実際に売却したときに評価差額が投資のリスクから解放されたとみなされ、取得原価と売却価額との差額が売却損益として当期の損益に算入されることになる（藤井 [2017] 218頁）。
- 5) こうした擬制取引は、有利な変動あるいは不利な変動それ自体をそれぞれ収益・費用とするものであり、ネットとしての収益（評価益）もしくは費用（評価損）という捉え方ができる一方で、同一期間における収益と費用の対応関係は存在し得ない（石川 [2008], 147頁）。
- 6) 特筆できる相違点として、実現可能性基準は資産の外形的状態にもとづいて収益を認識しようとする基準で、収益の処分可能性を重視した基準であり、資産が既知の金額で容易に換金できる状態にある場合には評価差額を収益認識することが可能となる（藤井 [2017] 218頁）。これに対し「投資のリスクからの解放」基準は、収益の成果性を重視した基準であり、たとえ資産が既知の金額で容易に換金できる状態であっても、そこに成果性が認められない限り評価差額が当期損益として処理されない（同上218頁）。
- 7) 石川 [2008] 第4章においては、金融系（マネー）と非金融系（モノ）との区別を前提とするハイブリッド構造の枠組が説明されている。
- 8) ASBJ [2009] では、今日の公正価値評価の主要論点として「公正価値の概念」、「公正価値の測定方法」および「公正価値測定に関する開示」の3つを挙げる。そして測定方法について、「公正価値のヒエラルキー」と「市場が活発でなくなった場合における公正価値測定」の2論点に焦点を当てている。

参 考 文 献

- 石川純治 [2000] 『時価評価の基本問題』中央経済社。
——— [2008] 『変貌する現代会計』日本評論社。

- 大塚久雄 [1966] 『社会科学の方法』 岩波新書。
- 徳賀芳弘 [2012a] 「規範的会計研究の方法と貢献」 日本会計研究学会第71回全国大会統一論題報告資料。
- [2012b] 「会計基準における混合会計モデルの検討」 『金融研究』 2012.7。
- 藤井秀樹 [2007] 『制度変化の会計学 —会計基準のコンバージェンスを見すえて—』 中央経済社。
- [2010] 「非営利法人における会計基準統一化の可能性」 『非営利法人研究学会誌』 VOL. 12。
- [2016] 「会計理論とは何か —アメリカにおけるその役割と進化—」 『商学論究』 第63巻第3号。
- [2017] 『入門財務会計 第2版』 中央経済社。
- ASBJ [2006] 「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」 ASBJ。
- [2009] 「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」 ASBJ。
- FASB [1984] *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 5 FASB, 平松一夫, 広瀬義州訳 [2002] 『FASB 財務会計の諸概念』 増補版, 中央経済社。
- FASB/ IASB [2007] *Comment Letter Summary*, IASB Agenda paper 3A, FASB MEMO#49。
- [2010] FASB, SFACNo. 8, *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, SFAC No. 8; IASB, *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*.
- IASB [2011] IFRSNo. 13, *Fair Value Measurements*, IASB.
- IASC [1997] *Accounting for Financial assets and Financial Liabilities*, A Discussion Paper Issued for Comment by the Steering Committee on Financial Instruments, IASC.